

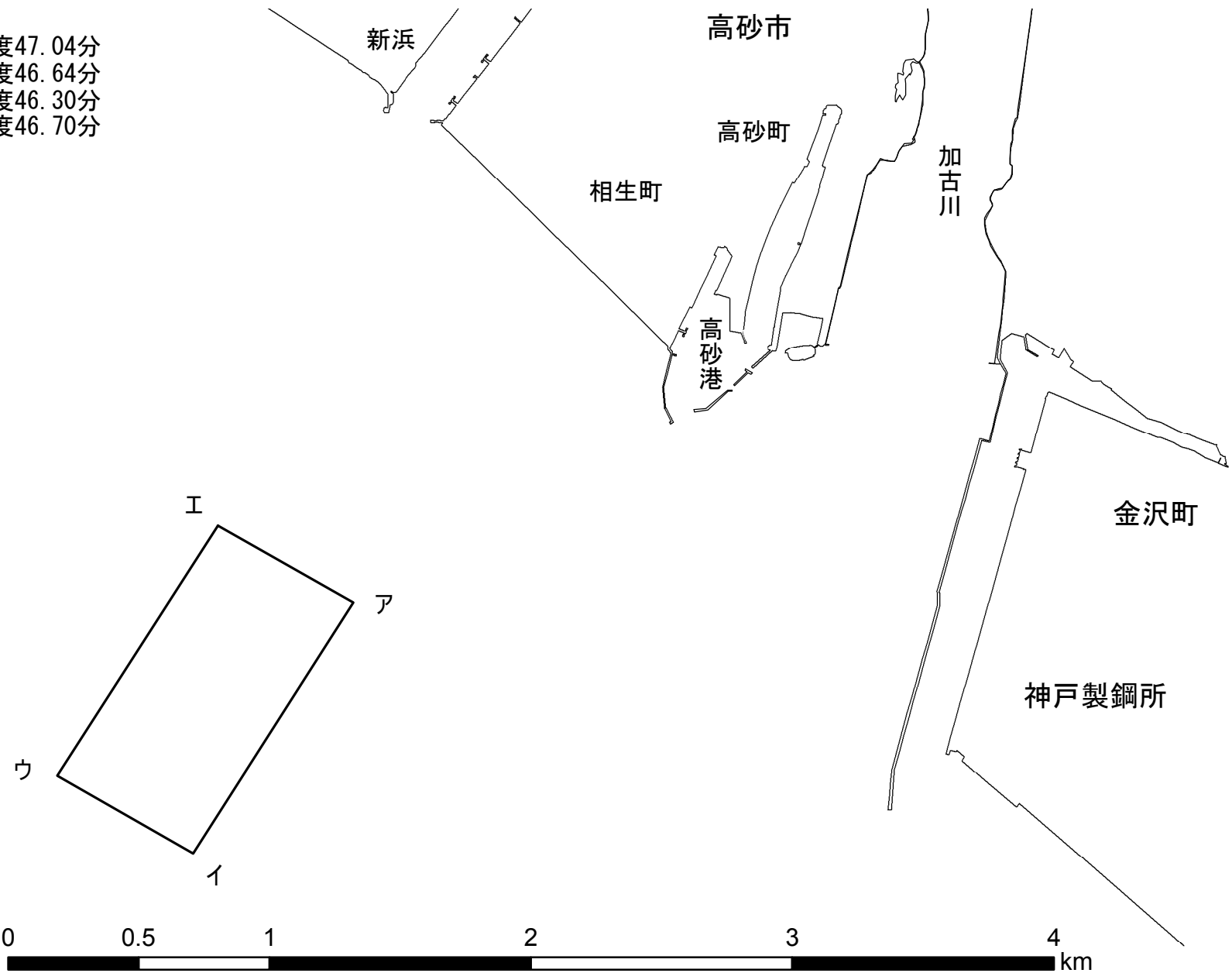
1		表 示			表示 番号	表 示			
1	免許年月日	平成30年9月1日		存続 期間	平成30年9月 1日から 平成35年8月31日まで		1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 平成30年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり							
	漁業の種類	第1種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月15日まで					
	主な漁獲物		わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで					
	漁業の時期								
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。								
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区		
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		
1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合 他4組合 のため漁業権の設定の登録をする。 平成30年9月1日								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第15号		摘 要			

免許番号		区第15号		摘要					
共 有 漁 業 権 事 項									
持分	漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		備 考	
	順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号		事 項
	1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合							
		明石市二見町東二見2017番地の7 東二見漁業協同組合							
		明石市二見町西二見1003番地の2 西二見漁業協同組合							
		加古郡播磨町古宮768番地 播磨町漁業協同組合							
		加古川市尾上町池田2133番地の1 東播磨漁業協同組合							

免許番号 区第15号
漁場の位置 高砂市高砂町相生町地先
免許の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

ア 北緯34度43.42分、東経134度47.04分
イ 北緯34度42.90分、東経134度46.64分
ウ 北緯34度43.05分、東経134度46.30分
エ 北緯34度43.57分、東経134度46.70分



平成30年9月1日 免許

区第15号漁場